

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 4

許認可等の内容		診療所の病床の設置許可及び病床を有する診療所の許可事項の変更許可
根拠法令及び条項		医療法第7条第3項
審査基準	関係条項	医療法施行規則第1条の14第5項、第6項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日付 健政発第639号） <ul style="list-style-type: none"> 第一 診療所の療養型病床群に関する事項 三 人員配置 四 構造設備等 五 人員配置に関する経過措置 六 病床転換の診療所療養型病床群に係る経過措置 ・医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125号） <ul style="list-style-type: none"> 第二 人員配置基準及び構造設備基準に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 一 一般病床について 三 診療所の療養病床について 第三 人員配置基準及び構造設備基準に係る経過措置に関する事項 ・医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について（平成10年7月24日指第43号） <ul style="list-style-type: none"> 第2 個別留意事項
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集（中央法規）
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 6日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）